

運転免許取得助成事業交付要綱

平成27年3月24日制定

平成31年3月20日改正

公益社団法人 鹿児島県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、少子高齢化に対応した若年労働者を確保し、ドライバー育成及び技術向上のために、公益社団法人鹿児島県トラック協会（以下「当協会」という。）の会員事業者（以下「会員」という。）が、本要綱で定める免許（大型免許（限定解除含む。）、中型免許（中型限定解除含む。）、けん引免許、準中型免許（準中型免許限定解除を含む。）（以下「免許」という。))の取得に対する費用の負担を行う際の助成金の交付に関して、必要な事項を定める。

(助成対象)

第2条 本事業の助成対象の会員、従業員及び免許等は次のとおりとする。

- (1) 会員は、新たに免許を取得した従業員に対して費用の一部又は全部を負担した会員
ただし、会費未納及び社会保険等の未加入事業者は、除くものとする。
年度途中に入会した場合は、入会日以降の免許取得を助成対象とする。
- (2) 従業員は、会員の県内営業所に所属し、事業用トラックの運転業務に従事する者
- (3) 助成を受けた従業員は、再度同一の免許に対する助成は受けることができないものとする。
- (4) 免許を取得した年度に申請を行うものとする。ただし、前年度に取得に要した費用も対象とすることができる。

また、高等学校の新規卒業者（申請を行う年度の前年度に卒業をした者をいう。）については、在学中に取得に要した費用も対象とすることができる。

(助成対象費用)

第3条 助成対象費用は、教習受講料及びテキスト代等の教習費用等（ただし、消費税は除く。）とする。

なお、指定自動車教習所等への通学費用や自動車運転免許試験場にかかる費用等は、対象外とする。

(予算総額)

第4条 予算総額は、別途定める額とする。

(助成交付額)

第5条 助成額は、助成対象である免許のいずれかを取得するに要した第3条に定める費用のうち会員が負担した費用（普通免許を併せて取得する場合は普通免許取得の費用を除く。）の2分の1の額（千円未満切り捨て）とする。

また、1会員に対し、助成人数は大型免許、中型免許、けん引免許、準中型免許、準中型免許（限定解除）をあわせて2名までとする。

ただし、安全性優良事業所（Gマーク認定事業所）の認定を受けている事業者（以下「Gマーク事業者」という。）においては、5名までとする。

なお、高等学校の新規卒業者の準中型免許取得申請については、1会員あたりの人数の上限を設けないものとする。

(1) 1名あたりの助成上限額は別表1及び別表2（Gマーク事業者の場合に限る。）のとおりとする。

ただし、Gマーク事業者の場合、3人目からは別表2に定める助成額の半額とする。

(2) 複数の種類の免許を同時に取得する場合は、上限額の高い方の額とする。

(3) 第6条に定める期間において申請の受付を終了するものとし、その時点で受付けている助成金交付請求書（実施報告書）について、予算の範囲内において調整の上、助成金額を決定するものとし、その場合には助成上限額が支払われないことがある。

（助成申請請求受付期間）

第6条 助成の申請請求受付期間は、当該年度4月1日から翌年3月末日までとし、助成金を請求しようとする会員は、原則免許取得後2週間以内に請求するものとする。

ただし、3月15日以降の免許取得分については、3月31日までに請求するものとする。

（実績報告及び助成金交付の請求）

第7条 会員が助成金の交付を受けようとするときは、次に掲げる必要書類等を会長に提出し請求するものとする。

(1) 助成金交付請求書（運転免許取得助成事業実施報告書）（様式1）及び免許取得者内訳書

(2) 社会保険等への加入に係る誓約書（様式3）

(3) 取得前及び取得後の運転免許証（写）

(4) 在籍証明書（様式4）及び健康保険証（写）

(5) 教習所（自動車学校を含む）の入校を証明する書類（写）〔入校申込書等〕

(6) 教習所（自動車学校を含む）への支払いを証明する書類（写）〔教習所等発行の領収書（写）〕

※領収書（写）は、会社宛又は事業主宛のみ有効で従業員個人宛の領収書（写）は不可

(7) 安全性優良事業所認定証（写） ※Gマーク事業者の場合に限る。

(8) 卒業証明書または卒業証書（写） ※新規卒業者の場合に限る。

(9) 運転日報（写）

(10) その他当協会が必要と定めるもの

（助成金の交付決定通知）

第8条 当協会は、前条に基づき実績報告及び助成金の請求があったときは、速やかにその報告を審査し、条件に適合すると認めるときは、予算の範囲内において交付決定を行い、助成対象会員に対して様式2の交付決定通知書を通知するものとする。

（助成金の交付）

第9条 当協会は、交付決定通知後、速やかに助成対象会員に対して助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第10条 提出された書類の内容に虚偽の事実が判明した場合は、助成金の返還を求めることができるものとする。

(報告)

第11条 当協会は、本助成金の交付に関して必要な報告を求めることができるものとし、当該会員は、これに応じなければならないものとする。

(情報開示)

第12条 本助成金交付請求書に記載された個人情報については、免許取得に係る事実確認のため当該指定自動車教習所等に照会をする場合を除き、第三者への開示は行わないものとする。

(その他必要な事項)

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、会長が別にこれを定める。

附則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年5月26日から施行し、改正後の規定は、平成27年4月1日から適用する。

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

別表 1

免許種別	1名あたりの助成上限額
大型免許（限定解除含む。）	80,000円 ただし、限定解除については、 40,000円
中型免許（中型限定解除含む。）	40,000円
けん引免許	40,000円
準中型免許	40,000円
準中型免許（限定解除）	25,000円

別表 2（Gマーク事業者の場合に限る。）

免許種別	1名あたりの助成上限額
大型免許（限定解除含む。）	100,000円 ただし、限定解除については、 50,000円
中型免許（中型限定解除含む。）	50,000円
けん引免許	50,000円
準中型免許	50,000円
準中型免許（限定解除）	30,000円

参考：別表 2（Gマーク事業者の場合に限る。） 3人目からの助成額

免許種別	1名あたりの助成上限額
大型免許（限定解除含む。）	50,000円 ただし、限定解除については、 25,000円
中型免許（中型限定解除含む。）	25,000円
けん引免許	25,000円
準中型免許	25,000円
準中型免許（限定解除）	15,000円



様式 1

年 月 日

助成金交付請求書 (運転免許取得助成事業実施報告書)

公益社団法人 鹿児島県トラック協会
会 長 中 村 利 秋 殿

〈申請者〉
住 所
名 称
氏 名 印
電話番号 担当者 ()

運転免許取得助成事業交付要綱の第7条に基づき、助成金を下記のとおり申請する。

記

助成金請求額	円
--------	---

- 免許取得者内訳書 別紙のとおり
- 振込先口座 ・(銀行名) _____ 銀行・信用金庫 (支店名) _____支店
 ・(預 金) 普通 ・ 当座 ・(口座番号) _____
 ・(口座名義) ^{ふりがな} _____
- 添付書類 以下に掲げるものを添付ください。
 - ① 社会保険等加入に係る誓約書 (様式3)
 - ② 取得【前】及び取得【後】の運転免許証 (写)
 - ③ 在籍証明書 (様式4) 及び健康保険証 (写)
 - ④ 教習所 (自動車学校を含む) の入校を証明する書類 (写) [入校申込書等]
 - ⑤ 教習所 (自動車学校を含む) への支払いを証明する書類 (写) [教習所等発行の領収証 (写)]
 - ⑥ 安全性優良事業所認定証 (写) ※Gマーク事業者の場合に限る。
 - ⑦ 卒業証明書または卒業証書 (写) ※新規卒業者の場合
 - ⑧ 運転日報 (写)
 - ⑨ その他必要と思われるもの

以上

受 付 日

1. 免許取得者内訳書（免許種別は、いずれかに○印で囲んでください。）

別 紙

取得免許種別		大型免許 ・ 大型免許（限定解除） ・ 中型免許（限定解除含む。） けん引免許 ・ 準中型免許 ・ 準中型免許（限定解除）										
免許取得者	ふりがな											
	氏 名											
	生年月日	年	月	日生	年齢		才					
	免許取得年月日	年	月	日								
高校卒業年月日	年	月	日	*新規卒業者の場合に限る。								
教習所等名称												
Gマーク認定証番号 (該当の場合のみ記入)												
		有効期間	年	月	日～	年	月	日	(年間)		
免許取得費用		円	参考：普通免許取得費用 () 円 *新規卒業者の場合に限る。									
助成金請求額		円										
・この明細は、免許取得者ごとに作成し、添付ください。												

殿

公益社団法人 鹿児島県トラック協会
会 長 中 村 利 秋

交付決定通知書

年 月 日付で助成金交付請求のあった（運転免許取得助成事業助成金）は、
下記のとおり交付することとしましたので通知します。

記

交付請求額	円
交付決定額	円

以 上

様式3

年 月 日

公益社団法人 鹿児島県トラック協会

会 長 中 村 利 秋 殿

住 所

事業者名

代表者名

印

誓 約 書

弊社は、助成金交付請求書（免許取得助成事業実施報告書）の申請に対し、社会保険等については、適正に手続き加入していることを誓約いたします。

なお、助成金受領後に免許取得助成事業要綱第10条に基づき事実が判明した場合、助成金を全額返戻いたします。

公益社団法人 鹿児島県トラック協会
会 長 中 村 利 秋 殿

住 所

会社名

代表者

⑩

電話番号

在 籍 証 明 書

運転免許取得助成事業において、申請対象者である下記の者は現在当社に在籍していることを証明いたします。

記

1. 氏 名	
2. 現 住 所	
3. 生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日
4. 入 社 年 月 日	年 月 日
5. 現在就いている職務内容	(例：運転者等)
6. その他	

※提出に際しては、健康保険証（写し）を添付してください。